**平成２８年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

**【詳細編】**

平成２７年７月

大阪府

**Ⅰ　産業振興施策について**

**１．大阪・関西の強みを活かすための審査拠点等の設置･････････････････････････････**

**１**

**２．成長産業関連施策に対する思い切った支援･･･････････････････････････････････････････**

**１**

**３．中小企業等に対する資金支援の充実・強化･････････････････････････････････････････････････**

**２**

**４．中小企業等の経営安定化等の対策強化･････････････････････････････････････････････････**

**３**

**Ⅱ　雇用施策について**

**１．雇用・就労対策の充実･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････３**

**３**

**２．労働環境の向上････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**５**

**３．職業能力開発制度の充実･･･････････････････････････････････････････････････････････････････６**

**６**

**４．あいりん地域対策の強化･･･････････････････････････････････････････････････････････････････６**

**７**

**５. ホームレスの人等の就労自立支援等････････････････････････････････････････････････８**

**９**

**Ⅲ　国と地方の適正な役割分担について**

**１．ハローワークの地方公共団体への移管･･･････････････････････････････････････････････････**

**10**

**２．運輸事業振興対策の推進･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**10**

**Ⅰ　産業振興施策について**

**１．大阪・関西の強みを活かすための審査拠点等の設置**

**（１）ＰＭＤＡ関西支部への権限委譲**

ＰＭＤＡの審査機能は現在東京本部に集中しているが、大阪・関西

　　が強みを有する再生医療分野については、その機能を関西支部に委譲

すること。

※平成２７年６月最重点提案・要望において要望済み。

**（２）特許庁、（独）工業所有権情報・研修館の拠点設置**

大阪・関西に集積するものづくり企業の技術革新と知的財産戦略への取組みを促進し、産業分野における地方創生の推進力とするとともに、世界最速・最高品質の知財システムと大規模災害発生時のバックアップ体制を確立するため、特許庁の審査拠点と独立行政法人工業所有権情報・研修館の支援拠点を新たに大阪に設置すること。

※平成２７年６月最重点提案・要望において要望済み。

**２．成長産業関連施策に対する思い切った支援**

**（１）蓄電池・水素関連産業の振興**

①　「2015年度内に四大都市圏を中心に100箇所程度の水素供給場所を確

保」とされた水素ステーション整備の目標期限が今年度到来したが、FCVの普及のためにはさらなる水素ステーションの整備が必要であり、また、箇所が増加することで量産効果によりステーションの整備コスト低減も期待される。そこで、2016年度以降の整備目標を示すとともに、ステーション整備補助についても継続されたい。

②　水素需要の拡大に向け、新たな水素関連アプリケーションの実用化を進めるため、燃料電池フォークリフト等燃料電池自動車以外のアプリケーション導入及び水素充填設備整備に対する補助制度を創設されたい。

③　新たな蓄電池の技術開発・実用化を加速するため、民間事業者に対する財源措置の一層の充実を講じられたい。

**（２）堺・泉北臨海工業地域の競争力強化に向けた産業基盤の整備**

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材、エネルギー等多様な業種が集積し、府内の製造品出荷額の２割を占める産業政策上極めて重要な地域であるが、国際競争力を維持・強化するための方策が課題となっている。

府においても、地域内の立地企業や地元市も参画した「堺・泉北ベイエリ

ア新産業創生協議会」を通じて、新産業創生に向けた取組み等を推進してい

るところであるが、国際競争力の強化に向けた設備投資の促進や公共性の高

い産業基盤の整備に向けて、国の役割として以下の施策を充実されたい。

①　国際競争力強化に向けた石油コンビナートの生産性の向上や強靭化に資する設備投資に対する支援制度を充実するとともに、以下の制度改善を行うこと。

　・支援の対象を石油精製事業者や製油所等に限定せず、コンビナートを構成する関連事業者や施設にも拡大すること

　　 ・資金使途について、耐震や液状化対策のみならず、津波や停電時対策等

の設備投資も対象とすること

・投資規模を踏まえて、複数年度にまたがる計画や事業所ごとの申請を　認めるなど柔軟な対応を行うこと

　　②　公共性の高い民有護岸等の耐震補強などの災害対策について、全てを企業負担とすることなく、財政支援を充実・強化すること。

　　③　コンビナートの基盤を支える重要なインフラとして欠かせない工業用水道事業の施設更新等に対する国庫補助制度の実効性のある運用と必要な財政措置を講じること。

**３．中小企業等に対する資金支援の充実・強化**

**（１）中小企業等への円滑な資金供給の確保**

中小企業金融円滑化法の終了後、国においては、金融機関に対する検査・

監督指針を示すなど、総合的な対策が講じられているが、引き続き、中小

企業に対する融資姿勢の後退や過度の金利上昇等が生じないよう、金融機

関への更なる指導及び監督に努められるとともに、経済・金融情勢の変化

に的確に対応し、信用保証制度や政府系金融機関の融資制度による金融支

援をはじめ、経営支援・事業再生支援の取組みなどについて一層の充実・

強化を図られたい。

また、セーフティネット保証５号については、対象業種の見直しが行われ

ているが、業況の回復には地域差が生じていることや、原材料等価格の高騰やエネルギーコストの上昇などによる利益の減少など、中小企業を取り巻く経営環境を十分に踏まえ、対象業種見直しの実施時期及び業種選定について慎重を期して行われるとともに、利益減少要件についても追加されたい。併せて、対象外業種に属する企業においても、小口零細企業保証制度に係る限度額の引き上げや別枠化を行うことなどにより、中小・零細企業への円滑な資金供給が確保されるよう図られたい。

さらに、責任共有制度が主流となる中、中小・零細企業の資金調達に支障を来たすことのないよう、引き続き、中小企業の実情に応じた制度とするとともに、金融機関の中小企業に対する融資姿勢の後退や過度な金利上昇が生じないよう、金融機関に対する指導、監督を適宜適切に実施されたい。

**（２）信用保証協会の経営基盤の強化、信用補完制度の充実・強化**

国においては日本政策金融公庫の信用保険会計への出資など、必要な財　政措置を講じられているところであるが、引き続き、中小企業への資金供給に支障が生じないよう、必要な財源措置を講じられたい。

また、持続可能な信用補完制度の構築に向け、保証料率及び保険料率の設定のあり方等の検討においては、保険料率の引き上げ等の現行措置が信用保証協会の経営基盤に与える影響を十分考慮し、中小企業への金融円滑化の妨げとならないよう、必要な財源措置もあわせて講じられたい。

**４．中小企業等の経営安定化等の対策強化**

**（１）下請中小企業対策の強化**

下請中小企業に対し、経営基盤の強化促進や取引あっせん事業の充実に

万全を期するとともに、下請代金支払遅延等防止法や独占禁止法の厳格な

運用を図られたい。

**（２）商業活性化施策の充実・強化**

人口減少・高齢化が進む中、商店街は地域の商業・サービス拠点で

あるとともに、地域コミュニティの中で、安全・安心な地域づくりに

重要な役割を果たしていることから、意欲的な取組みを進める商店街

等に対する支援策の充実・強化を図られたい。

　なお、現在、商店街等への国庫補助金は、地方公共団体を経由しな

い、いわゆる「空飛ぶ補助金」となっているが、地方分権改革の趣旨

に鑑み、早期に地方公共団体に権限・財源を移譲することを検討され

たい。

**Ⅱ　雇用施策について**

**１．雇用・就労対策の充実**

**（１）地方創生への取組みの強化**

　少子化に伴い労働力人口が減少する中、若者・女性が安心して結婚・出産・子育てをするためには、安定した雇用に就き、働き続けることが重要であり、若者や女性の雇用対策の強化が不可欠である。

このため、平成２８年度に予定されている「まち・ひと・しごと

創生推進交付金（仮称）」の創設にあたっては、地方創生先行型交付金における「地域しごと支援事業」等の考え方を踏襲して、必要な財源を確保するとともに、地域社会の活力の維持や地域経済の持続的な成長を図るために必要な、若者や女性などの雇用対策に積極的に取り組む地方公共団体に対し、重点的に配分されたい。

**（２）若者向け雇用施策の充実**

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、若者の雇用対策に着実に取組むとともに、若者の安定就業を促進するため、若者を中小企業に結びつけたり、若手社員の職場定着を推進する施策を充実されたい。なお、施策の実施にあたっては、地域の若者や中小企業の実情を把握している地方公共団体を積極的に活用されたい。

**（３）女性の就業支援の強化**

　若年女性を安定就業に誘導し、定着するための支援や、子育てや介護等のため離職した女性の再就職支援を地方公共団体の就業支援機関で効果的に実施できるよう、施策を構築されたい。併せて、学生に対するキャリア教育から、雇用者である企業に対する働きかけまで、社会全体で女性が働く機運を盛り上げる仕組みを整備されたい。

これらの取組みが、地方公共団体の実情に応じて柔軟に展開できる

よう、必要な財源を措置されたい。

**（４）障がい者への雇用対策の強化**

平成３０年４月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加され、

これに伴い法定雇用率の引き上げが見込まれること等を踏まえ、障がい者

の新規雇用拡大及び職場定着を促進するため、以下の施策を充実されたい。

① 精神障がい者の職場定着につながる新たな支援策を実施するとともに、発達障がい者や高次脳機能障がい者を含む精神障がい者及び事業主への支援策の構築並びに事業主への雇用啓発活動のさらなる充実強化を図られたい。

②　法定雇用率未達成である全ての事業主に対し、障がい者雇入れ計画の

　提出を求められたい。さらに企業名の公表を実施後もなお、雇用状況の改善が見られない企業に対し効果的な制裁措置が講じられるよう、障害者雇用促進法において罰則規定を定められたい。

　　　　なお、罰則規定が設けられるまでの間、少なくとも国と取引関係にあ

る事業主のうち、法定雇用率未達成である事業主に対する指導を強化されたい。

③　本府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価

する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果

を上げている。国においても同制度の導入を検討されたい。

④　特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間の拡大や、障害者試行雇用

（トライアル雇用）事業の利用状況を踏まえた必要な財源の確保など、事

業主に対する各種助成金制度の拡充に努められたい。とりわけ、障がい者

を多数雇用する中小企業の事業主に対する助成金を充実させるとともに、

障害者雇用納付金制度では、支給を受けるために必要な障がい者数の引き

下げを図られたい。

⑤　身体障害者手帳等を有していないが、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者についても、雇用率制度及び障がい者の雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加されたい。

⑥　平成28年4月１日施行の改正障害者雇用促進法に基づき事業主の義務となる、障がい者に対する差別禁止と合理的配慮の提供について、より具体的な例を示すなどの方法により、事業主へ周知徹底と円滑な運用を図られたい。

⑦　聴覚障がい者等の職場定着の成果を上げるため、本府では聴覚障がい者等ワークライフ支援事業を実施しているが、就職前後の支援を行う国の手話協力員制度との一体的な運営を図る必要があることや、障害者雇用促進法の改正による事業主の合理的配慮の提供義務化に伴い利用ニーズの拡大が予想されることから、聴覚障がい者等に対して手話により労働や生活の相談・支援を行う事業を国の雇用支援制度のひとつとして創設されたい。

　　また、現行の手話通訳担当者の委嘱助成金に加え、難聴・中途失聴者への要約筆記の提供など、職場内での情報保障及びコミュニケーションの確保に配慮する事業主に対し、助成金の拡充を図られたい。

**（５）「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」交付制度の条件緩和**

　　　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき指定されたシルバー人材センターと同様の活動をしていながら、法人格がないため、法の指定要件を満たさず、国庫補助金を活用できない団体についても、国において財源を措置されたい。

**（６）就職に困難性を有する求職者への支援について**

就職意欲が高いものの、発達障がいの可能性がある方や、疾患等からの回

復期にある方など、就職に困難な要因を抱えた求職者を身近な地域で支援するため、市町村等のニーズに応じて専門的な知識を有する人材の育成に取り組む都道府県に対し、必要な財源の措置を講じられたい。

**２．労働環境の向上**

**（１）いわゆるブラック企業への指導・監督の強化**

主に若年正社員に対し、過度な長時間労働やサービス残業等の違法な労

働を強要するなどのいわゆるブラック企業が問題になっている。

このような労働基準法等の労働関係法令に違反している企業に対し、指

導・監督を一層強化されたい。

**（２）非正規労働者の処遇改善を図るための取組みの推進**

非正規労働者の処遇改善を図るため、改正パートタイム労働法等労

働関連法令の周知徹底に努めるとともに、正規労働者との均衡のとれ

た待遇確保、正社員化の促進等が図られるよう、事業主に対する支援、

助言・指導の強化など、実効性のある取組みを一層推進されたい。

**（３）最低賃金の引き上げ**

　　　地域別最低賃金について、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセー

フティネットとして十分に機能するよう、政労使会議等の合意内容を十分

勘案し、引き続き、その引き上げに努められたい。

**（４）派遣労働者に対するセーフティネットの強化**

　　　派遣労働者における雇用の安定に向けた取組み、職業訓練や雇用保

険の拡充など、引き続き、セーフティネットの強化に努められたい。

**（５）働き方改革の推進等によるワークライフバランスの実現を図る取組**

**み強化**

ワークライフバランスの実現を図るため、労働時間等の設定が労働者の健康と生活に配慮されるよう、働き方改革の推進を中心に以下の取組みを一層強化されたい。

①　所定外労働時間の削減等による総労働時間の短縮や賃金不払い

残業の解消に向けた事業場への指導・監督を強化されたい。

②　長期休暇や連続休暇制度の早期導入をはじめ、年次有給休暇の

取得促進に向けた事業主への啓発、支援策を拡充されたい。

③　働き方改革を進めるにあたり、長時間労働の解消に向け、企業、労使団体、地方公共団体等が行う取組の方向性を示されたい。

**（６）過労死等の防止を図る取組みの推進**

　　　過労死等防止対策推進法及び大綱に基づき、国として早急に「調査・研究」に取り組まれるとともに、大綱に示された「啓発」、「相談体制の整備等」、「民間団体の活動に対する支援」等の方策について、地方公共団体が取組む方向性を示されたい。また、地方公共団体が過労死防止対策を実施する際には、適切に支援されたい。

**３．職業能力開発制度の充実**

**（１）ものづくり分野における人材育成のための支援の充実**

国において、ものづくり分野における人材確保・育成支援対策の推進などの施策が重点施策とされるなか、府においては、技術専門校のうち３校を産業人材の育成拠点と位置づけ、産学官及び地域との連係のもと、ものづくり人材の育成・確保を支援している。

産業ニーズ、地域ニーズに対応した職業訓練を行っていくためには、現状の技術動向に応じた訓練機器の整備とその機器を使用した訓練を行える指導員の養成が必要であり、技術専門校の職業訓練におけるハード・ソフト面で一層支援されたい。

**（２）障がい者の職業訓練に係る指導員等の充実**

障がい者に対する職業訓練に関して、それぞれの障がいに関する特性や配慮事項を理解した指導員のもとにより効果的な職業訓練が行えるよう、障がい者の職業訓練に対応した新たな指導員免許を創設されたい。

また、今後ますます連携が必要とされる福祉や医療スタッフ及び指

導員の拡充など、障がい者訓練を充実させるために必要な財源措置を

あわせて講じられたい。

**（３）離職者等再就職訓練事業等に係る財源支援**

離職者等再就職訓練事業については、平成２３年度から国実施の事業が

移管されたことに伴い、全国一律で１名分の人件費の措置が講じられたが、

府県間で事業実施規模には差があるため、規模に応じた適正な人件費を措

置されたい。

**（４）訓練手当の所得要件の基準改正**

職業訓練を受講する障がい者や母子家庭の母等に対して都道府県が支

　　 給する訓練手当の支給基準は国が定めている。その支給基準では、身体障

　　 がい者と母子家庭の母等には、本人と配偶者の合計所得に対して支給制限

　　 がある一方で、知的障がい者と精神障がい者には所得による支給制限がな

く、受給対象者間でのバランスを欠くこととなっている。限られた一般財

源を有効活用するため、訓練手当の支給にかかる所得要件については、全

ての受給対象者間で等しいものとなるよう、改められたい。

**４．あいりん地域対策の強化**

**（１）国における抜本的な総合対策の推進**

関係省庁共同による組織体制の整備や事業予算の確保などにより、

あいりん地域の現状を見据えた日雇労働対策を実施するとともに、福

祉、住居、保健衛生、生活環境等広範囲な分野にわたる抜本的な総合

対策を推進されたい。

**（２）日雇労働者の雇用対策の充実**

①　建設産業の変容に伴い、あいりん地域における労働力の需給バラ

ンスが大きく崩れていることから、全国的規模での就労斡旋の実施

など広域的・総合的な観点から日雇労働の需給調整に取り組まれる

とともに、建設業以外の職種への転換を容易にするための施策を充

実されたい。

②　公共事業の執行にあたっては、年間における日雇労働需要の変動

を抑制し、就労機会の均一化を図られたい。

③　高齢日雇労働者の就労は、特に厳しい状況にあることから、特別

就労事業の創設など、実効性のある対策を実施されたい。

**（３）日雇労働者の雇用環境等の改善**

①　地域における就労経路の適正化を図るため、求人行為の集中する

時間帯に巡回指導を行い、求人事業所に対して建設労働者の雇用の

改善等に関する法律に基づく「募集に関する事項の届出」の遵守及

び「雇用に関する文書の交付」の徹底、職業安定法に違反する求人

行為の防止など指導の強化に取り組まれたい。併せて、いわゆる労

災隠しを防止するため、事業主に対して労働災害発生時の適切な対

応について、なお一層の啓発指導に取り組まれたい。

②　事業主に対し、雇用保険制度の加入を促進するとともに、生活の安定を図るため、受給要件の緩和等の措置を講じられたい。

③　全ての事業所において健康保険日雇特例被保険者手帳に印紙の貼付を受けることができるよう措置を講じられたい。

④　建設日雇労働者の退職金共済手帳の取得が促進されるよう、建設業退職金共済制度の円滑かつ確実な履行の確保を図られたい。

⑤　現行の日雇労働者等技能講習事業をより効果的に推進するため、

受講に伴う生活上の支援措置を講じられたい。

⑥　「あいりん労働福祉センター」の耐震対策を含め、平成27年1

月26日に大阪市長から示された「あいりん地域のまちづくりにか

かる市の今後の方向性」を踏まえた、施設の今後のあり方について

考え方を示されたい。併せて、国において同施設の管理運営に必要

な措置を講じられたい。

**（４）あいりん地域における職業紹介のあり方検討の実施**

　　　公益財団法人西成労働福祉センターにおいて実施している日雇労働者に対する職業紹介は、建設投資の減少や加速する日雇労働者の高

齢化、若年不安定就労層の建設労働への流入、携帯電話の活用等によ

る労働者の募集方法の変容等、様々な構造的な課題を有する。このた

め、現在では、地域の日雇労働者に対する労働需要の大幅な減少がみ

られ、回復が見込めない状況にある。

こうした現状を踏まえ、国として同地域における職業紹介事業のあ

り方について抜本的検討を行い、適切な措置を講じられたい。

併せて、当面、同センターが職業紹介事業を実施するにあたり、必

要な財源措置を講じられたい。

**（５）東日本大震災の復興等事業に関わる求人の適正化等**

「あいりん地域」において、適切な職業紹介を実施する観点から、

国においても、以下の事項について、万全の対応を図られたい。

①　建設事業主等への指導徹底

建設事業主や事業主団体に対し、適正な労働条件の明示及び安全、

快適な労働環境の整備状況について、機会あるごとに指導されたい。

　　　　特に、除染作業をはじめとする放射線障害が懸念される業務について、労働者の安全管理の徹底を指導されたい。

②　不適正事案発生時における迅速かつ適切な対応

求人事業所における不正な事案及びそれが疑われる事案が発生した場合、遠隔地での事案を含め、指導・処分の権限を有する国に

おいて、的確な事実関係の把握及び迅速かつ適切な対応を行うとともに、不正な求人事業所に対して厳正な処分を図られたい。

さらに、その経過や結果については、今後の適正な求人受理を担

保する観点から、職業紹介事業所に情報を提供されたい。

**５．ホームレスの人等の就労自立支援等**

**（１）ホームレスの人等の就労機会の確保・提供**

①　「ホームレス自立支援センター」の入所者の就職率が40％台に留まっており、モチベーション向上のための個別カウンセリングや就職への意識を高めるセミナーなど、就職率を更に高めるための施策を充実されたい。

②　国所管の河川・道路などの公共施設の維持・管理業務に、ホーム

レスの人等が優先的に従事できる就労支援策を組み込まれたい。

③　民間企業において常用雇用の促進が図られるよう、ホームレスの

人等を「特定求職者雇用開発助成金制度」の対象者とするなど雇用

奨励施策を充実されたい。

④　ホームレス就業支援事業は、ホームレスの人に対し常用就職などの安定した就労機会の確保や就業による自立促進に必要不可欠であることから、今後とも安定的かつ継続的な財源を確保されたい。

**（２）ホームレス化の予防支援**

①　あいりん地域においては、高齢日雇労働者の就労機会が激減して

おり、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多

数存在することから、就業機会の確保など、労働対策を講じられたい。

②　ホームレス化予防の観点から、本府があいりん地域高齢日雇労働

者を対象に実施している公的就労機会の提供事業を円滑に進めるため、必要な措置を講じられたい。

**Ⅲ　国と地方の適正な役割分担について**

**１　ハローワークの地方公共団体への移管**

ハローワークについては、出先機関の原則廃止に向けた取組みが確

実に進むよう、誠実に対応されたい。

当面、ハローワーク特区及び一体的取組みにおける地方の提案に沿っ

て速やかに移管可能性の検証を行い、移管を実現するよう、配慮されたい。

※平成２７年６月最重点提案・要望において要望済み。

**２　運輸事業振興対策の推進**

　 地方トラック協会及び全日本トラック協会は、貨物自動車運送事業法に規

定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及び全国貨物自動車運送適

正化事業実施機関として国土交通大臣に指定され、同大臣の指導監督の下、

同法に規定する事業（以下「適正化事業」という。）を実施している。

また、地方トラック協会からの出捐金により、全日本トラック協会は全

国規模で上記事業を含む各種事業（以下「出捐金事業」という。）を実施し

ている。

適正化事業及び出捐金事業を実施するための必要な費用については、運

輸事業の振興の助成に関する法律に基づく政令により、都道府県が地方ト

ラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、

規定されているところであるが、適正化事業については法令に基づき国土

交通省が地方トラック協会及び全日本トラック協会に実施させている事業

であり、また、出捐金事業については全日本トラック協会が地方トラック

協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であるこ

とから、国と地方の役割分担を踏まえ国費で措置されたい。

もしくは、出捐金については都道府県がその使途に関与できないという

問題点があり、公金の適正執行の観点から、本府においては出捐金を負担

することが困難な状況であるため、出捐金の使途に都道府県が関与できる

ようにするなど、その仕組みを見直されたい。